

## 国立大学法人電気通信大学部局長等連絡協議会要項

制定 平成20年4月1日要項第2号  
最終改正 令和6年3月28日要項第8号

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学に部局長等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大学の全組織間の連絡調整、情報交換によって組織間の有機的連携が効果的に実施できるようにすることを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 情報理工学域長
- (5) 大学院情報理工学研究科長
- (6) レーザー新世代研究センター長
- (7) 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター長
- (8) 宇宙・電磁環境研究センター長
- (9) 脳・医工学研究センター長
- (10) i-パワーエネルギー・システム研究センター長
- (11) 量子科学研究センター長
- (12) 人工知能先端研究センター長
- (13) ナノトライボロジー研究センター長
- (14) スーパー連携大学院推進室長
- (15) グローバル化教育機構長
- (16) 附属図書館長
- (17) 保健管理センター長
- (18) 大学教育センター長
- (19) 学生支援センター長
- (20) アドミッションセンター長
- (21) 産学官連携センター長
- (22) 情報基盤センター長
- (23) eラーニングセンター長
- (24) 実験実習支援センター長
- (25) ものづくりセンター長
- (26) 国際教育センター長
- (27) 研究設備センター長

- (28) 社会連携センター長
  - (29) 広報センター長
  - (30) 評価室長
  - (31) 研究活性化推進室長
  - (32) 研究教育マネジメント推進室長
  - (33) 国際戦略推進室長
  - (34) 男女共同参画・ダイバーシティ戦略推進室長
  - (35) I R 室長
  - (36) 教育研究技師部長
- (議長)

第4条 連絡協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、連絡協議会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 監事は、常時連絡協議会に出席し、意見交換等にあたることができる。

2 議長が必要と認めるときは、連絡協議会に構成員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第6条 連絡協議会に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、連絡協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日要項第11号)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日要項第3号)

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年7月20日要項第5号)

この要項は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日要項第16号)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日要項第4号)

この要項は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 (平成26年12月24日要項第3号)

この要項は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日要項第8号)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日要項第6号)

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日後、大学院情報システム学研究所の存続する間、大学院情報システム学研究所長は、第3条に定める連絡協議会を組織する者とする。

附 則 (平成28年6月22日要項第2号)

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月26日要項第9号)

この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日要項第19号)

この要項は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日要項第8号)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月29日要項第2号)

この要項は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日要項第7号)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月22日要項第6号)

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日要項第15号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月27日要項第3号)

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日要項第8号)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。